

# 税額控除に係る証明 ～申請等に係るQ&A～



内閣府 / 都道府県

このQ&Aは、平成28年7月7日現在のものです。  
使用に際しては、下記にて最新版の有無をご確認ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/>

## 用語解説

○公益認定法：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）

○緩和要件：租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 26 条の 28 の 2 第 5 項第 1 号に規定する実績判定期間のうち、同条第 1 項第 1 号イ（2）に規定する「特定事業年度」※を有する法人に適用される緩和されたパブリック・サポート・テストの絶対値要件

※ 公益目的事業費用の額の合計額が 1 億円に満たない事業年度をいい、当該合計額が零である事業年度を除く。

○公益目的事業費用：公益認定法第 2 条第 4 号※に規定する公益目的事業に係る費用

※ 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの

○経過措置：租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年財務省令第 22 号）附則第 19 条による経過措置

### Q 1. 緩和要件の適用により税額控除対象法人となった法人に対する寄附金のうち、税額控除の適用対象となる寄附金の範囲を教えてください。

原則として、行政庁から証明を受けた日以降に支出された個人からの寄附金が税額控除の対象となります。ただし、平成 28 年中に緩和要件の適用を受けた税額控除対象法人に対する寄附金については、経過措置により、平成 28 年 1 月 1 日以降に支出された寄附金が税額控除の対象となります。

※ 寄附者が税額控除の適用を受けるためには、寄附者に対して証明書の写しを送付し、確定申告書にその証明書の写し等を添付等していただく必要があります。

### Q 2. 公益目的事業費用の額の欄には何の金額を記載すればよいでしょうか。

各法人が作成している正味財産増減計算書内訳表の公益目的事業会計における経常費用計の欄に記載された額を記載してください。

なお、公益目的事業のみを実施する公益法人においては、本来法人会計に記載すべき管理費を、法人会計の作成を省略して、公益目的事業会計の管理費欄に計上することができます。この場合には、公益目的事業会計における経常費用の額から当該管理費欄に計上された額を除いた額を記載してください。

### Q 3. 特定事業年度において従来の要件を満たすこととなる法人についても、緩和要件に基づき証明書の交付申請をすることができますか。

Q 1 のとおり、平成 28 年中に緩和要件を満たす税額控除対象法人に対する寄附金については、経過措置により、平成 28 年 1 月 1 日以降に支出された寄附金が税額控除の対象となります。

したがって、緩和要件を満たす法人は、証明を受けた日前に支出された寄附金について、寄附者に税額控除の適用を受けていただくためには、緩和要件による証明書の交付申請を行う必要があります。

※ 申請書及び寄附金受入明細書に加えて、チェック表及び当該特定事業年度の「正味財産増減計算書内訳表」を提出するようにしてください。

**Q4. 一般法人等であった期間の寄附受入実績についても、緩和要件の適用はありますか。**

実績判定期間については、従来から一般法人又は特例民法法人（以下「一般法人等」という。）であった期間も通算して算定することとされています。

また、公益認定法第4条において、「公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁の認定を受けることができる」と規定されており、公益目的事業の実施主体は公益社団法人又は公益財団法人に限定されておりません。

今般、公益目的事業の規模が小さい法人について、寄附募集等の事務負担能力に配慮して緩和要件による適用が認められることとなりましたが、一般法人等であった期間においても、当該期間の公益目的事業の規模が小さければ寄附募集等が困難なことが想定されます。

このため、一般法人等であった期間についても、公益目的事業が行われている場合には、当該期間の公益目的事業費用に基づき、緩和要件を適用することができます。

**Q5. 一般法人等であった期間について、緩和要件の適用を受けるためにはどのような手続が必要かを教えてください。**

税額控除証明を申請する公益法人が、

- ① 一般法人等であった期間に公益目的事業を行っており
- ② 当該期間に係る公益目的事業費用を適切に算定できる

場合には、一般法人等であった期間についても、緩和要件を適用することができます。

※ 一般法人等であった期間について緩和要件に基づいて申請しない場合には、従来どおりの人数要件により算定します。公益目的事業費用の区分経理ができない場合には、費用全額で1億円未満であっても、緩和要件の算定の基礎となる公益目的事業費用がないこととなり、緩和要件を適用することはできません。

具体的な手続としては、一般法人等であった期間の公益目的事業に係る費用の額が分かる資料（公益法人に準じた正味財産増減計算書内訳表）及び当該事業の内容が分かる資料（事業報告）その他行政庁が必要と認める資料を提出していただきます。